

入 札 説 明 書

鶴岡市公共下水道事業 汚水 7 号幹線ほか改良工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 5 月 30 日（金）

2 発注者 鶴岡市

3 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 鶴岡市公共下水道事業 汚水 7 号幹線ほか改良工事
- (2) 工事場所 鶴岡市宝町地内ほか
- (3) 工事内容 閲覧図書のとおり
- (4) 工 期 着工 令和 7 年 7 月 1 日（火）
竣工 令和 7 年 11 月 12 日（水）

4 入札参加資格

- (1) 申請書受付の最終日である令和 7 年 6 月 11 日（水）から契約締結までの期間中のいずれの日においても鶴岡市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 「鶴岡市建設工事請負契約約款第 49 条第 11 号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しない者であること」とは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても暴力団排除条項に該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 配置予定技術者等

ア 工法を採用するにあたっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 2017 版」で示す「要求性能」に適合する工法とし、既設管径φ200 mm～300 mmを「自立管の反転工法または形成工法」により更生を行う工法の協会員となっていること。（現時点で証明とは公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明とする。）

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

- (イ)主任技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
- (ロ)特記仕様書第 1 編第 1 章 1-3 の要件を満たす者でなければならない。

ウ ア、イに掲げる資格を満たすことが確認できる以下の資格証等の写しを提出すること。

- ①採用予定の工法に関する公的審査証明機関等の審査証明書の写し
- ②配置予定者の資格を証する書類の写し

エ 配置予定の技術者は、原則として変更できない。また、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を

認める場合を除き、契約を締結しない。

オ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。(様式第 2 号)
配置予定者は複数名の配置候補者が挙げられている場合、その配置候補者の中であれば変更を認める。配置候補者として挙げられていない者への配置予定者の変更は、病休、死亡、退職等きわめて特別な場合のみとする。

カ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに契約担当者に書面により申し出ること。(この場合、担当部局(契約担当)に事前に電話等により連絡を行うこと。事前連絡が無い場合は、当該申し出を行うことができない。)ただし、当該申し出により、ただちに配置予定技術者の変更を認めるものではない。

キ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する資料を提出すること。

ク 配置予定技術者要件等に掲げる資格があることを判断できる書類として、様式第 2 号に記載し、提出すること。

5 入札手続等

- (1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、申請書(様式第 1 号)及び確認資料(様式第 2 号)、その他必要とする書類(任意様式)とする。
- (3) 発注者は、提出された申請書等を本件入札及び契約に関してのみに利用することとし、提出者に無断で本件以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- (5) 申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (6) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし発注者の指示承認した場合においてはこの限りではない。

6 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書の提出期限の日をもって行なうものとし、参加資格の有無の結果については、入札参加資格確認通知書(様式第 3 号、第 3 号の 2)により、申請者に令和 7 年 6 月 13 日(金)までに通知する。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、以下に従い、任意の書面によりその理由の詳細説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 16 日(月)午後 4 時まで

イ 提出場所 鶴岡市のぞみ町 2 番 10 号
鶴岡市上下水道部総務課契約検査室
電話番号 0235 (23) 7731

ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 説明要求があった場合には、説明を求めた者に対し、令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 4 時まで書面様式第 4 号により回答する。

8 契約条項等を示す場所

当該工事に係る設計図書等の閲覧は次による。

(1) 設計図書の閲覧

ア 受付期間 入札日前日まで

イ 受付場所 鶴岡市ホームページ及び 7 の(1)のイに記載の場所

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面様式 5 号により提出すること。

ア 質問受付期間 令和 7 年 6 月 18 日（水） 午前 10 時まで

イ 質問回答 令和 7 年 6 月 19 日（木） 午後 4 時から

ウ 提出場所 7 の(1)のイに記載の場所

エ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者に書面様式 5 号の 2 により通知する。

10 入札及び開札

- (1) 入札書は入札執行時に提出する。

- (2) 入札に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

- (3) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することはできない。

- (4) 入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

提示を求める工事費内訳書は、設計書と同様の内容の内訳明細書に数量、単価及び金額等の全てを記入したものとする。ただし、単価レベルの内訳明細書は不要とし、項目が同じであれば様式は問わないが、内訳書表紙に所在地、商号、代表者名を明記し、押印のうえ提出すること。なお、提出された工事内訳書は、入札又は契約上の権利義務を生じるものではない。

- (5) 開札は紙入札方式とし、入札執行回数は、1 回を限度とする。

- (6) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

- (7) 鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号）、入札条件（令和元年 6 月 1 日改定）、鶴岡市入札要綱（令和 2 年 4 月 9 日改定）に定めるものの他、次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行なったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認さ

れた者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)の入札

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 工事費内訳書を提出しない者の入札

11 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

(2) この入札は、鶴岡市上下水道部変動型最低制限価格制度の対象とする。落札決定にあたっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格とする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 相当額

13 契約書作成の要否等

この契約においては、契約書の作成を必要とする。

14 支払い

(1) 鶴岡市建設工事請負契約約款第 36 条第 1 項及び第 3 項により、要件を満たした工事については、前払金、中間前払金を請求することができる。

15 その他

(1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、鶴岡市上下水道部競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

《本公告に係る添付書類》

1) 公告文

2) 入札説明書（本書）

3) 参加資格確認申請書受付票、他（様式第 1 号から第 5 号の 2） 一式

4) 閲覧図書（設計書、特記仕様書、他） 一式